

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
重迫けん引車 (120mm迫撃砲RT用)	GW-D011101U		
	防衛大臣承認	平成 5年 2月 24日	
	作 成	平成 5年 2月 8日	
	変 更	令和 4年 7月 28日	
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する重迫けん引車（120mm迫撃砲RT用）（以下，“車両”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS D 0101、JIS D 0102、GW-Y102102及びGLT-CG-Z000001による。

1.2.1

空車状態

車両に燃料、潤滑油、冷却水などを全量搭載し、携行工具、附属品及び予備品を取付位置などに収納した状態をいう。ただし、タイヤチェーン、燃料携行缶、洋形おの、ショベル、バチツルハシ及び弾薬箱固縛用ラッシングベルトは、含まない。

1.2.2

最大積載状態

空車状態の車両に、操縦手1名（80 kg）、助手1名（80 kg）、荷台部乗員席に砲班員4名（320 kg）及び最大積載質量1 000 kgの荷物を均等に積載した状態をいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、重迫けん引車（120mm迫撃砲RT用）とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS D 0101	自動車の種類に関する用語
JIS D 0102	自動車の用語－自動車の寸法、質量、荷重及び性能

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GW-Y102102	120mm迫撃砲RT
GW-D011101	高機動車

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
技術変更提案の処理について（通達）〔陸幕装計第72号（10.3.26）〕

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GW-D011001の2.1によるほか、車両は、GW-Y102102の120mm迫撃砲RTのけん引に十分耐え得る構造とし、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”及びこの仕様書の要求事項に適合しなければならない。

2.2 構成

構成は、表1による。

表1－構成

構成		数量
車両	2.3による。	1
携行工具	5.3による。	1組
附属品		1組
予備品		1組

2.3 構造・形状・寸法・質量

2.3.1 構造

構造は、次によるほか、2.1及びGW-D011001の2.3.1による。

なお、細部は、承認図面による。

- a) 120mm迫撃砲RT用の弾薬箱を積載する架台を、荷台前部の床面に取り付ける。
なお、架台は、取り外し可能な構造とし、弾薬箱を固縛するためのフックを設ける。
- b) 機関銃の車載銃架は、取り付けない。
- c) 冷房器は2個搭載する。冷房器単体性能は、冷房能力 4 000 W、風量340 m³hを標準とする。

2.3.2 形状・寸法

形状及び寸法は、図1を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

2.3.3 質量

質量は、表2を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

表2－質量

単位 k g	
区分	規定
空車状態の質量	2 8 2 0
最大積載状態の質量	4 3 0 0

2.4 外観・性能

外観及び性能は、GW-D011001の2.4による。

2.5 塗装

塗装は、GW-D011001の2.5による。

なお、細部は、承認図面等による。

2.6 製品の表示

製品の表示は、GW-D011001の2.6による。

なお、細部は、承認図面による。

2.7 標識・自動車番号標

標識及び自動車番号標は、GW-D011001の2.7による。

3 品質保証

監督及び検査は、GW-D011001の箇条3による。

4 出荷条件

出荷条件は、GW-D011001の箇条4による。

5 その他の指示

5.1 全般

その他の指示は、5.2～5.7によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.2 納入書類

納入書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-D011001の5.2による。

5.3 携行工具・附属品・予備品

携行工具、附属品及び予備品は、GW-D011001の5.3によるほか、表3による。

表3－附属品

名称	数量	規定
弾薬箱固縛用ラッシングベルト	5	ラチェットバックル式，破断強度19.613 N，ベルト長さ3 m（標準），両端末金具付き

5.4 承認用図面等

契約の相手方は、2.3、2.5及び2.6について、契約後速やかに承認用図面及び色見本を作成し、契約担当官等の承認を受ける。ただし、色見本の提出は、この車両の色見本提出の実績があり、かつ、塗料、塗装要領に変更がない場合は、提出を省略してもよい。

なお、作成及び提出の要領は、GLT-CG-Z000001の2.2及び箇条6による。

5.5 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更をする場合は、“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって、契約担当官等に提出する。

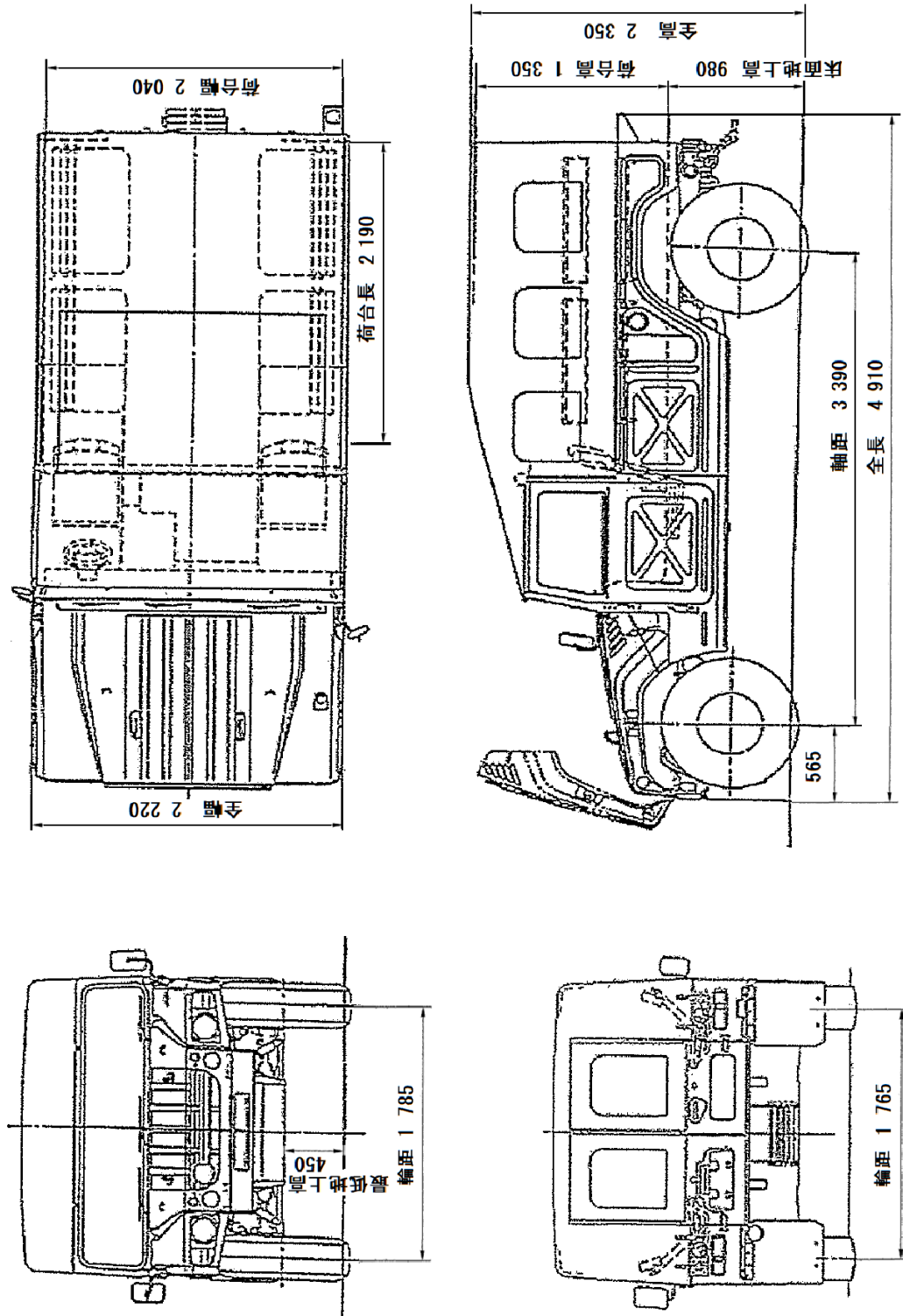
5.6 技術資料

契約の相手方は、検査資料その他必要な技術資料を官側の要求によって、開示しなければならない。

5.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

単位 mm



注記 空車状態の寸法である。

図1-重迫けん引車（120mm迫撃砲RT用）